

16 新築工事中の防火対象物及び建造中の旅客船

省令第1条の3第1項(表)

【仮使用の承認を受けたもの】

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 仮使用の承認を受けた部分については、当該仮使用の承認を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数
- 2 その他の部分については、従業者の数

【仮使用の承認を受けたもの以外及び建造中の旅客船】

従業者の数により算定する

算定要素の定義

ア 「従業者の数」は、工事期間中で1日の工事従事者の数が最大となる数とすること

イ 「仮使用」とは、建基法第7条の6第1項第1号及び第18条第13項第1号に規定する仮使用をいう。

ウ 「仮使用の承認を受けた部分」とは、原則として、特定行政庁に仮使用するための承認を受けた部分をいう。ただし、実態として、現に用途が発生し、使用されている部分についても、「仮使用の承認を受けた部分」として扱うものとする。(以下「仮使用部分」という。)